

ヤマザキ動物看護専門職短期大学
公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画の策定について

ヤマザキ動物看護専門職短期大学では、平成 19 年 2 月 15 日付文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日付改正「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、以下のような取組をすることとしました。

1. 機関内の責任体制の明確化

本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学科長をもって充てる。

本学における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究委員会委員長及び事務局長をもって充てる。

本学における各責任者等の責任範囲と権限は以下のとおりです。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

現在、本学で取り扱う公的研究費等は多岐に亘り、取扱細則もそれぞれ異なります。取扱要領や行動規範の理解不足による公的研究費の不正使用を防止する観点から、本学では以下のような取組や環境の整備を行っています。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費の運営・管理に関する行動規範

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学では、不正使用の発生要因の把握及び不正防止計画を策定・実施する委員会を研究委員会としています。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程

ヤマザキ動物看護専門職短期大学における公的研究費の不正防止計画

4. 研究費の適正な運営・管理活動

物品の購入に係る不正を防止するため、事務局が検収を行っています。また、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止の処分を定めています。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費の管理・監査の実施体制に関する取扱要領

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し対応できるよう、事務局に通報窓口を設置しています。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程

ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究活動の適正推進及び不正行為への対応に関する規程

学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程

6. モニタリングの在り方

不正使用等を防止する体制及び発生要因を検証することによりモニタリングを行います。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費の管理・監査の実施体制に関する取扱要領

令和2年9月17日制定

令和2年8月25日 研究委員会承認

令和2年9月15日 教授会承認

令和2年9月17日 理事会承認